

生前対策は
相続の経験抱負な当事務所に
丸ごとおまかせ下さい！



相続・生前対策の専門家
司法書士・行政書士 こんどう事務所の**3**つの強み

1

地域トップクラスの相続・生前対策の実績

弊所は相続の専門家として年間100件以上の実績を誇り、多くの相続手続の対応を行ってきました。その為、事前にどのような対策をしておけば、より良い相続が実現できるか、相続がスムーズに実行できるかというポイントを抑えた生前対策をご提案できます。

2

お客様の理想の相続を実現するために包括的にサポート

私達は「お客様の叶えたい相続を実現する」ことを大切にしています。その為、お客様のご希望を伺い、必要な生前対策を組み合わせることで、万全の対策を実現します。税理士や不動産コンサルなど、各種専門家とのネットワークを有しているので、包括的な相続・生前対策が可能になります。

3

相続専門の司法書士が対応

当事務所では相続専門の司法書士が対応します。実は司法書士でも先生によって得意分野であったり、そうでない分野があったりします。当事務所では相続専門の司法書士がしっかりと対応しますのでご安心して相談ください。また当事務所では初回のご相談を無料で承っていますのでお気軽にご相談ください。

司法書士・行政書士 こんどう事務所

住所：豊田市御幸本町1丁目192番地 京屋ビル3F

代表：近藤 正

TEL:0565-41-6434（携帯電話はこちら）

TEL **0120-303-067**



相続対策 | 生前対策

あんしんガイドブック

理想のシニアライフ

円満な相続を実現するために



司法書士・行政書士
こんどう事務所

今こそ絶対に知っておきたい 将来のお金について



私は認知症とは関係ないという方！
注意が必要です！

認知症を発症してしまうと、預貯金や、家、土地、株式をはじめ全ての財産が凍結されてしまいます。

私は大丈夫、親はならないだろうとお考えの方も多いと思いますが、2018年時点で65歳以上の7人に1人は認知症を発症しています。また、認知症予備軍を含めると4人に1人とも言われています。

この割合は年々増加しているため、今や認知症は高齢者の誰しも発症してしまう可能性があります。そのため、自分は大丈夫だろうと思っていると、突然財産が凍結されてしまうリスクが非常に大きいのです。



こんな方は要注意！
良くある認知症とお金のトラブル

Trouble
01



預貯金が凍結され
お金が引き出せ
なくなった…

認知症を発症してしまい、銀行でお金を下ろせなくなってしまい、親の生活費や介護費用を子どもが立て替えることになるケースもあります。

Trouble
02



実家が凍結され
売却不可に

認知症を発症し、実家が凍結されてしまうと売却できず、介護費用を捻出できなくなってしまいます。また親も施設に入る際に、空き家問題が発生するケースもあります。

Trouble
03



家族以外が
お金の管理を
することに

認知症を発症し、法定後見制度を利用すると財産の管理を家族以外の人がすることになるケースがあります。また、法定後見制度を使うと数百万かかってしまうケースもあります。

生前対策には どのような種類があるの？



認知症・相続のトラブルを回避するには
生前の対策が**非常に重要**です！

家族
信託

認知症対策をしておきたい方にオススメ！

家族信託では、信頼できる家族に財産を託し、本人に代わって管理・処分ができるように契約を交わします。
予め家族信託契約を結んでおくことで、もし認知症になってしまっても、自分の思いが反映された財産の管理や承継ができます。

遺言

円満な相続を実現したい方にオススメ！

遺言は財産の承継先を事前に決めておくことができます。
相続発生時に効果を発揮し、予め遺言書内で決めた相続の方法がとられます。
しかし、法的に正しい内容である必要があるため、専門家に相談した上での作成をおすすめします。

任意
後見

財産管理を信頼できる人に任せたい方にオススメ！

任意後見制度とは、判断能力があるうちに誰が財産管理をするか決めておき、認知症を発症して自分で管理できなくなってしまった場合に、代わりに管理を任せる制度です。
基本的にすべての財産管理を任せるので信頼関係が非常に重要になります。

生前
贈与

早めに財産を移したい方におススメ！

生前贈与は文字通り、生前に財産の贈与をすることです。早期に財産を移すことで、家族全体の豊かな人生や資産の形成に役立てることができます。
また、相続税の節税効果もありますが、使い方によっては逆効果になることもあるので注意が必要です。

相続税対策

円満な相続を実現したい方にオススメ！

相続税対策は相続税の税額を下げる方法と、相続税を納税するための現金を準備する方法の2つがあります。手法としては不動産の評価を下げる方法や保険を活用した方法が代表的です。節税効果を最大にするため、また脱税にならないように専門家に相談することをおすすめします。

死後事務委任

死後の様々な手続きを専門家に任せたい方におススメ！

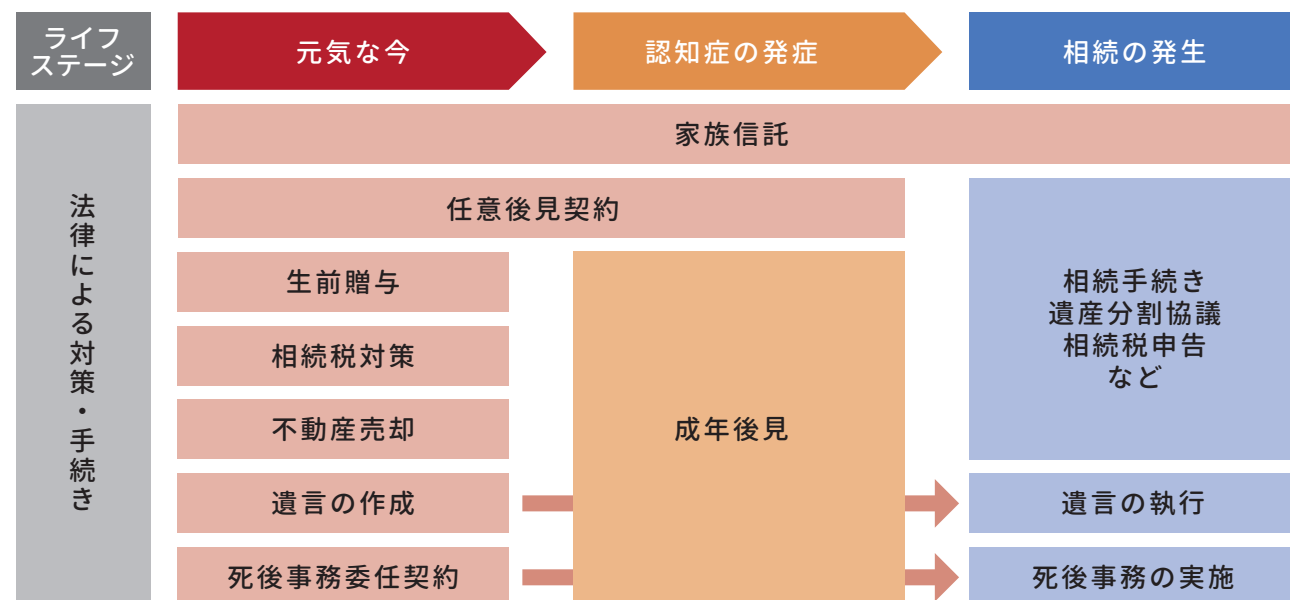
死後事務委任は、葬儀や火葬、遺品整理、各種契約の清算や解約などの死後に必要な雑多な手続きを生前に専門家に依頼しておくものです。

頼めるような親族がないという方や、家族に手続きの負担を負わせたくないという方が活用するケースが多いです。

不動産売却

不動産を引き継ぐ家族がない方におススメ！

子どもが遠方に住んでいる、あるいは子どももマイホームを所有しているという方で、いずれ自分も介護施設に移って空き家になってしまうかも…という方は然るべきタイミングでの売却をご検討ください。不動産を売却した際の税金には特例があるため、売却のタイミングによって数百万円手取り額が変わることもあり得ます。



POINT

様々な制度を活用することでシニアライフの安心や、円満な相続を実現することができます。ただ、これらの対策は認知症になってからではできないことがほとんどです！元気な今のうちに、検討しましょう。

生前対策必要度チェックリスト あなたに必要な対策は！？

健康 介護

- ☒ 最近物忘れが多くなってきた
- ☒ 介護を行う予定の人が相続人以外である
- ☒ 将来施設に入る予定である

老後の お金

- ☒ 財産の半分以上が不動産である
- ☒ 老後の財産に不安がある
- ☒ 将来実家を売って介護や生活費に充てる予定だ

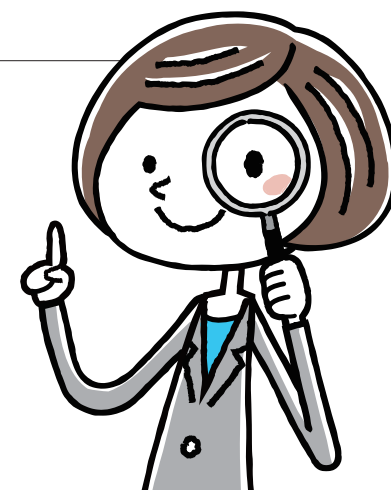
争族 トラブル

- ☒ 相続人となる方で連絡の取れない方がいる
- ☒ 前妻・夫との子がいる、養子縁組をしている
- ☒ 相続人が住んでいる場所が遠方である

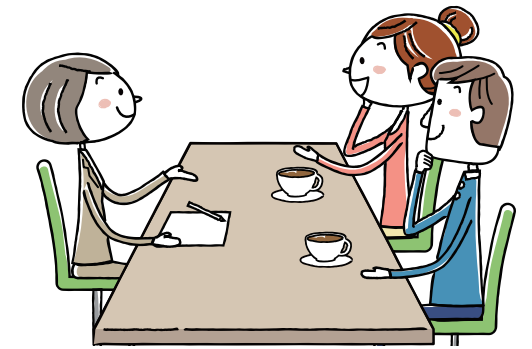
相続税

- ☒ 相続税を払うための現金が十分でない
- ☒ 少しでも相続税を安くしたい
- ☒ 不動産を複数所有している

1つでも当てはまったら
専門家への相談をおすすめします！



未然にリスクを防いだ 生前対策事例！



事例
01

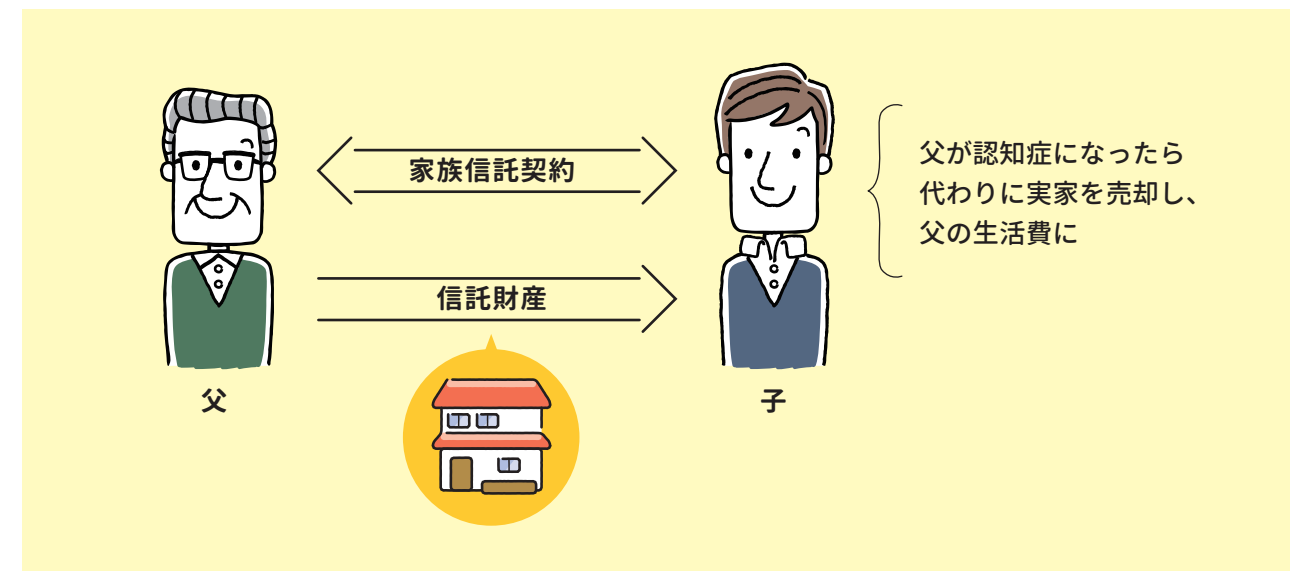
認知症に備えて実家を売却し、
介護費用に備えた事例

当時の状況

父が何度も同じ事を言うようになり、認知症のリスクを感じ相談に来られた Y さん。認知症になってしまったら、実家の土地建物を売却し、介護費用を捻出したいと思っていました。

専門家による対策

家族信託を活用し、もし父が認知症になったら長男が実家を売却できるようにしました。また預貯金も信託することで売却までの間も子供が父の生活費を立て替えることにならないようにしました。



POINT



父が認知症になった際には、長男が売却をでき、父の相続が発生した際には母を受益者として契約を継続する事で、もし母が認知症になってしまっても自宅が凍結されないようにしました。

事例
02

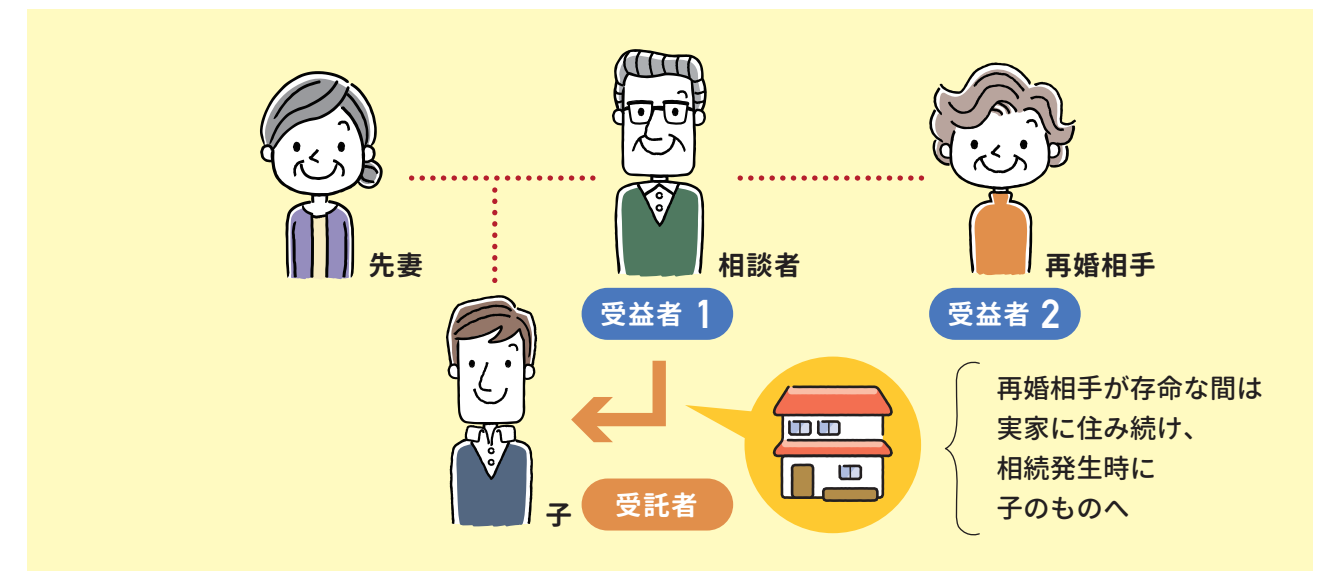
遺言では難しい財産の引継ぎ方を
家族信託で実現した事例

当時の状況

先妻との間に子供がいて、将来的に実家を引き継ぎたいが、今は再婚相手と実家に住んでいるので、自分の死後は再婚相手が住めるようにしたい。しかし、再婚相手との間には子供がいないので妻に相続すると妻の死後、妻の兄弟に相続されてしまう。

専門家による対策

家族信託で、子どもを受託者にし、自身の生前は自身を受益者に、相続発生後は、再婚相手を受益者にしました。また、再婚相手の相続発生で、家族信託契約を終了とし、残余財産の帰属先を長男に設定しました。



POINT



仮に遺言書で対策し、自分の死後は実家を再婚相手に承継し、再婚相手の死後は息子に承継すると書いても、再婚相手に承継された後は所有権は再婚相手になり、再婚相手が承継先を決めることとなります。



事例 03

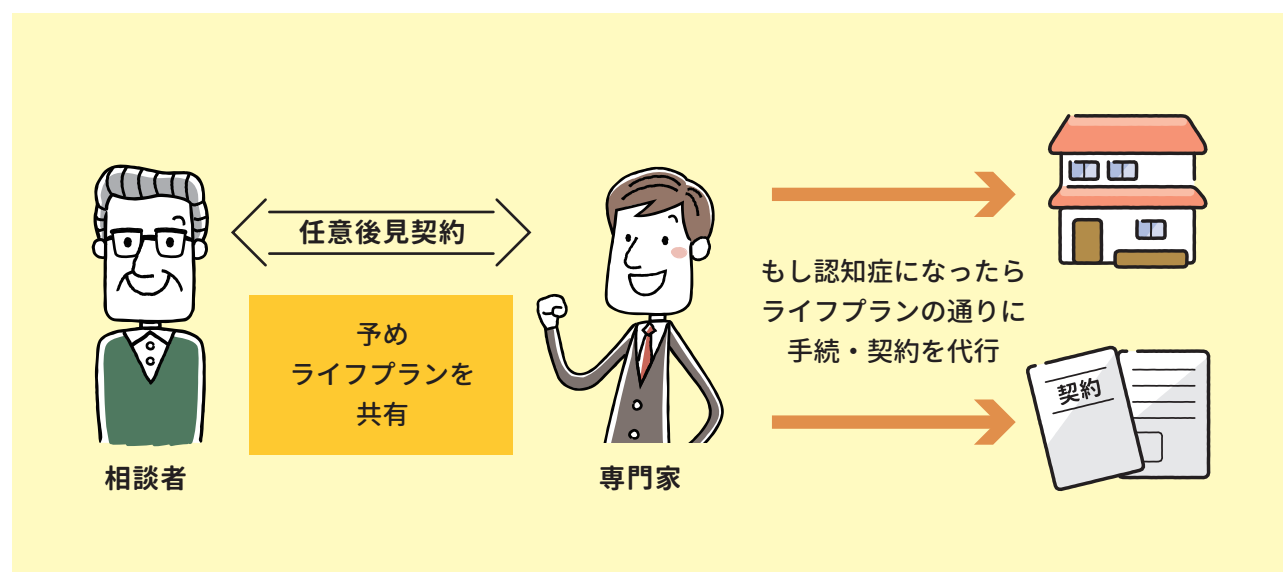
1人暮らしでの老後の心配を解決した事例

当時の状況

相談者様は妻に先立たれ、子どももいないため 1 人暮らしをしていました。今は元気ですが、将来認知症になってしまうと医療や介護の手続きを変わりにしてくれる方がいませんでした。

専門家による対策

任意後見を使い、認知症発症後の契約を専門家が代わりに代行できるように設定しました。これにより仮に認知症を発症してしまっても、予め決めたライフプランに沿って専門家が手続きを代行できるようになりました。



POINT



任意後見契約は将来、判断能力が衰えた時に備えて、予め信頼できる人（主に家族や専門家）に自分の財産の管理や身上監護を任せられるようにしておくものです。認知症発症後は任せる人を自由には選べないので注意が必要です。

事例 04

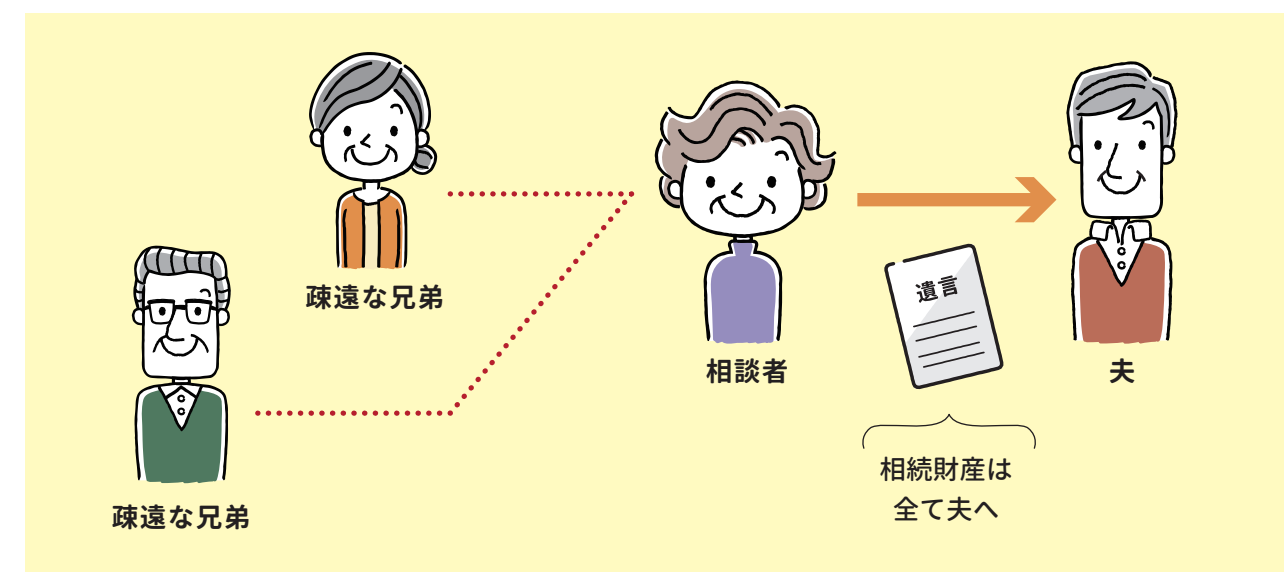
家を夫に相続できるようにした事例

当時の状況

相談者様は夫と相談者様名義の家で生活しています。2 人に子どもはおらず、相談者様の死後も夫に家に住んで欲しいです。しかし、相談者様には過去に金銭トラブルを起こして疎遠な兄弟がいるため、相続が発生したら権利を主張してくる恐れがありました。

専門家による対策

遺言書を使い自宅を含む全ての財産を夫に相続するという内容で公正証書を作成しました。これによって相続が発生しても財産は夫に引き継がれることになります。



POINT



兄弟姉妹には遺留分は認められないので相続分を主張することはできません。そのためこのケースでは相続の内容を予め決めておくことで相続争いを防ぐことができます。

01

お客様の声



S.Nさん
80代 女性

同居している二人が
この先も安心してこの家で
過ごせるようにしてあげたかった。

Q

ご相談をいただいた当時、相続について
どのような問題、課題を抱えていましたか？
(相続財産、相続人の親族関係など)

A

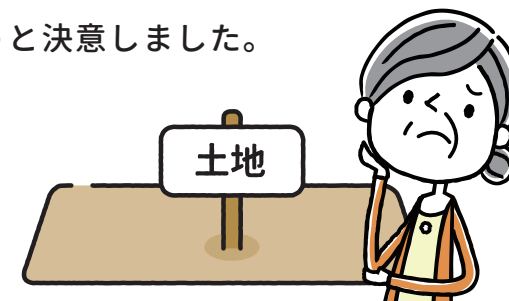
相続すべき財産として実家の他に、故郷に土地があり、自
身の子ども達にどう配分すればいいのか分からなくてずっ
と悩んでいました。

私自身の意志としては、長年仕送りをする次男に多めに
遺したいし、長男に先立たれてからは長男の嫁と孫と3人
で暮らしてきたので、私にもしものことがあっても、二人
が今の家に住み続けられるようにしてあげたいと思ってい
ました。

ただ、自分で遺言書を書こうと思って筆を執りましたが、ど
う土地を分けるか決まらず、また遺言書の書き方も決まりが

あるようで、ちゃんと書けているか不安になりました。

いろいろなところでやっている相続セミナーで、遺言を書か
なかった場合のリスクや、相続人同士で揉める話を聞き、長
男の嫁と孫と子どもらには迷惑をかけたくないと思うように
なり、遺言書を作成するために先生に
相談しようと決意しました。



どう
配分すれば
いいの？

今後、生前対策をお考えの方にメッセージ

相続についてはずっと気がかりで心配でしたが、今回思い切って先生
に相談して、遺言書を書くことで、自分がいなくなっても孫が不自由
なく生きていけて、他の子どもたちとも土地や財産を巡って争わずに
すむと思うと、一安心出来ました。

相談をしてからは、信頼できる先生にすべてお任せできて、自分が行っ
た事は遺言の内容を伝えることだけでした。遺言の内容が明確になっ
ていないところは、先生が丁寧に質問をしてくれてそれに回答をして

いく手順で進めることができたので、一つ一つ
明確になったので、本当に安心しています。遺
言をつくることは思っているより難しいことでは
ないので、勇気を出して専門家に相談して頂
けたらと思います。

長男の嫁は今でも私を診てくれているので、そ
の恩返しを少しでも出来たと思います。



02

お客様の声



Y.Tさん
80代 女性

遺言を書くことで安心ができた。
法律で守られている
絶対的な安心感が生まれました。

Q

ご相談をいただいた当時、相続について
どのような問題、課題を抱えていましたか？
(相続財産、相続人の親族関係など)

A

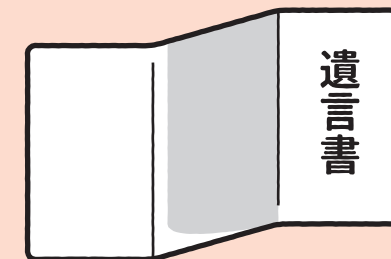
財産の大半が不動産（実家とアパート2棟）で、相続人は
長男、長女の子ども2人です。代々の財産を残すために、
アパートの建替えをするまで、途中で財産を使うことなく
残しておいて、それを建替え費用に充ててほしいと思って
いました。兄弟力を合わせて仲良くやってほしいと思うの
ですが、長女は浪費癖があり、2人はあまり仲が良くない
ので心配でした。代々受け継いできた不動産を将来的に守
れるかどうか不安だったので、具体的な対策として遺言
を書いておいた方がいいと思っていました。
いつかは、対策をしっかりと考えなければと考えていたもの

の、実行に移せていませんでしたが、旦那が亡くなり、相続が
あったのが大きなきっかけとなりました。本来は、旦那さんと
一緒に相続対策を考えておけばよかったと思っています。
先生に相談して、遺言の内容から、相続人となる長男、長女へ
の伝え方なども含めて、色々と一緒に考えていただきました。
遺言の内容が決まり、公証役場に提出した後は、非常にほっ
としたことを覚えています。何より、法律で守られている絶
対的な安心感が生まれました。

今後、生前対策をお考えの方にメッセージ

私も、先生に相談する前はなかなか気が進まずに、ずっと足が遠のい
ていました。でも、旦那が亡くなったことで先生に相談することになっ
たのですが、もっと早く相談に来て、遺言を書いておいたら良かった
と今では思います。遺言を書くことで、これからの生活と自分の死後
の相続に大きな安心感が生まれました。
それよりも、遺言は自分の為だけではなく、大事な人のために義務と
して書くものだと思います。

遺言を書く前は気が重いですが、私は書いたら
すっきりしました。



03

お客様の声



K.Tさん
50代 男性

父が認知症になった後のお金について、 今から決めておくことができ 心配事がなくなりました

Q

ご相談をいただいた当時、相続について
どのような問題、課題を抱えていましたか？
(相続財産、相続人の親族関係など)

A

私の父は 80 歳を超え健康状態にも不安がありました。
母は 2 年前に亡くなり父は一人暮らしをしていました。
また、私と兄はそれぞれ実家から遠い地域に住んでいるので
父が体調を崩してしまった場合、頻繁に会うことが出来ない
状態でした。そのため父は自分がもし介護が必要となった場
合には施設で生活したいと言っていました。さらに実家と遠
い地域に住んでいるので、実家を相続した際には売却する
ということを父と兄と 3 人で決めていました。このような状況
でしたが、認知症を発症してしまうと、財産が凍結され実家
の売却もできなくなってしまうことと、施設の入居費用で数
百万円のお金が必要であるが、そのお金も本人の銀行口座は
凍結されてしまうので払えないということを知りました。

そこで、認知症とお金について生前対策の専門家の先生に相
談したところ家族信託という制度を教えてもらいました。家
族信託を利用することで、もし父が認知症を発症してしまっ
た場合には、私が代理で実家の売却をし売却費用を施設の入
居費用に充てたり、父の預貯金を父の生活費として使用でき
るようになるということで家族の想いを実現できると思いま
した。また、父が認知症にならなくても、相続が発生した時
にどの財産を誰に引き継ぐかということを決めておくことも
出来たので父の想いが反映された相続が実現できると思い安
心しました。

今後、生前対策をお考えの方にメッセージ

もしも父が認知症になってしまったらお金と介護の両方で様々な問題
を抱えてしまうと懸念していました。

母が認知症になってしまった時には介護のことで大変だったのでは
が、父が認知症を発症してしまうと、介護と併せてお金の問題も出て
きてしまうことを心配していました。認知症は誰でも発症してしまう
可能性があるのも、もしものことを予め対策しておくことで気持ちが
軽くなりました。また、相続のことも事前に決めておくことで父の想

いを反映させられることで父も喜んでいました。
実際に父と兄に相談する前は認知症発症後のこ
とや相続のことを話すと家族で仲たがいが起き
たり、関係性が悪くなってしまうのではないかと心配していましたが、家族で相談をする中で、
相続に対する想いや考えを 1 つにでき絆が深ま
りました。



エンディングノート

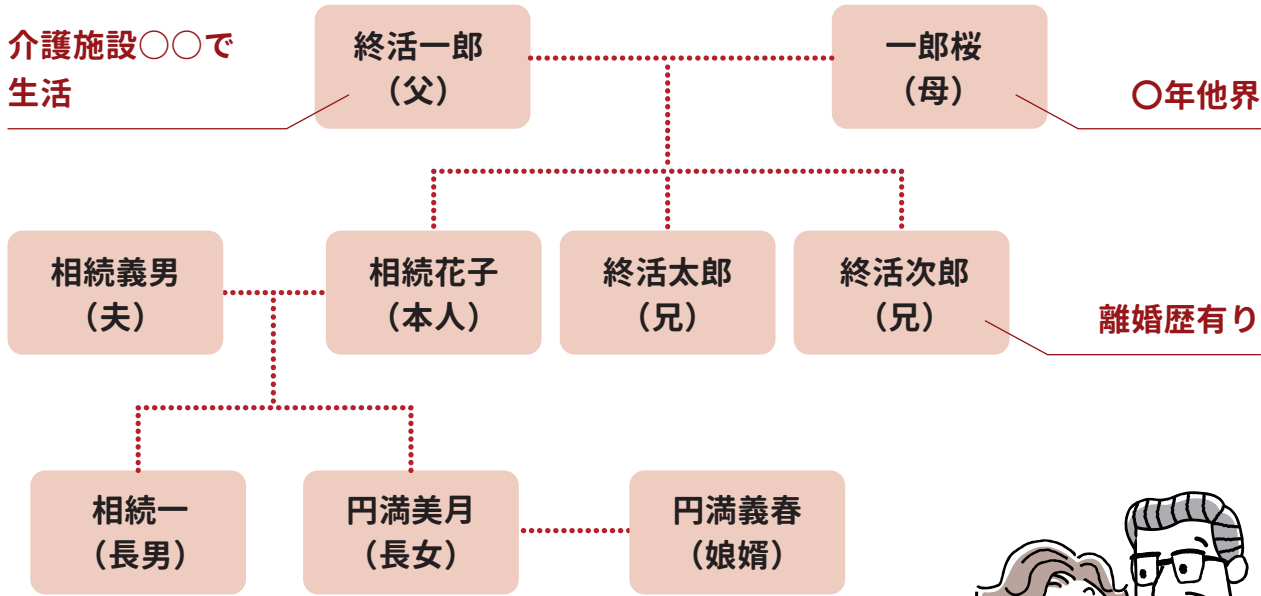


お名前			
生年月日	年	月	日
出身地			
経歴			

手続きに本籍地が必要になったり、
生年月日などの情報を提供するため
小学校や高校、大学や引っ越しの有無、
勤めた会社などを記載してください



ご家族構成



上の例を参考にご自身について整理してみましょう
出来るだけ詳しく書きましょう！



葬儀の形式について

ご希望に近いものにチェック！（いくつでもOK！）

- ☐ 一般葬
 ☐ 社葬
 ☐ 合同葬
 ☐ 家族葬
- ☐ 直葬
 ☐ 一日葬
 ☐ 自由葬
- ☐ 樹木葬
 ☐ 海洋葬
 ☐ 空中葬
 ☐ 宇宙葬
- ☐ 仏教式
 ☐ 神葬式
 ☐ キリスト教
 ☐ 無教式

葬儀についてのご希望

お墓について

お墓についてのご希望

先祖代々のお墓や、自分だけのお墓、
お気に入り・思い出の場所に欲しい人など
ご希望を書きましょう！

お墓ではなく納骨堂が良いといったご希望でもOKです！



財産の相続・遺品について

全ての財産を書き出すと相続手続きの負担が減ります！

財産の分類	記載の例	ご自身の財産（種類・おおよその金額）
預貯金・現金	〇〇銀行普通預金 〇〇銀行定期預金 など	
株式・保険	株式・投資信託 生命保険・損害保険 など	
土地・不動産	自宅・賃貸物件・ 山林・田畑 など	
その他の財産	自動車・骨とう品・ 宝石 など	
マイナスの財産	ローン・未払金・ 保証債務 など	

どこに・何が・どれくらいあるかを把握、
整理することで、今から必要な対策がわかります。



親戚・友人について

さん 間柄

さん 間柄

さん 間柄

さん 間柄

さん 間柄

さん 間柄

さん 間柄

さん 間柄

入院時や、葬儀の時に
知らせて欲しい人も書いておきましょう！

